

国立大学法人東京農工大学資産評価規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京農工大学資産評価規程（16 経教 規程第56号）を次のとおり改正する。

| 現 行   | 改 正 後  |
|---|--|
| <p>国立大学法人東京農工大学資産評価規程</p> <p>平成16年4月7日<br/>16 経教 規程第56号</p> <p>第1条～第16条 省 略</p> <p>（固定資産の除却）</p> <p>第17条 固定資産がその能力又は便益を失い、保存すべき価値を喪失したときは、資産価額を全額控除し、除却処理を行う。ただし、売却による処分の可能性があるときは、除却の処理は行わないこととする。</p> <p>第18条～第21条 省 略</p> <p>附 則 省 略</p> | <p>第1条～第16条 省 略（現行どおり）</p> <p><u>（固定資産の減損処理）</u></p> <p><u>第17条 有形固定資産及び無形固定資産について、過大な帳簿価額を適正な金額まで減額すること及び本学の業務運営状況を明らかにするため、減損処理を行う。</u></p> <p><u>2 固定資産の減損処理について必要な事項は、別に定める。</u></p> <p>（固定資産の除却）</p> <p>第17条の2 固定資産がその能力又は便益を失い、保存すべき価値を喪失したときは、資産価額を全額控除し、除却処理を行う。ただし、売却による処分の可能性があるときは、除却の処理は行わないこととする。</p> <p>第18条～第21条 省 略（現行どおり）</p> <p>附 則 省 略（現行どおり）</p> <p><u>附 則 （18規程第28号）</u></p> <p><u>この規程は、平成18年7月24日から施行し、平成18年4月1日から適用する。</u></p> |